神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	関東大震災と「社寺文化財」の復旧―神奈川県域を中心に―
著者	寺嵜弘康
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 28 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	2002 年（平成 14 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

【研究ノート】

関東大震災と「社寺文化財」の復旧

－神奈川県域を中心に－

寺嵜弘康

【要旨】

関東大震災によって人的・物的にさまざま被害が生じたが、伝統的文化の一面を構成する神社や寺院の建物や什宝（「社寺文化財」）もその悲劇から逃れることはできなかった。神奈川県は鎌倉をはじめ由緒や伝統のある社寺が多く、それゆえ社寺文化財の震害が多数生じた。その復旧に際しては国や神奈川県、市町村から援助がなされたが、古社寺保存法の「特別保護建造物」や「国宝」をはじめとするような大寺院・古刹や名刹、官国幣社や県社への支援が優先され、そうではない社寺文化財への援助は自力復旧によるものであった。また当時の国家神道を反映して神社に対する行政からの保護に比べると、寺院へは薄く、多くの寺院は檀家や地域を基盤とした自立的な復旧への道を模索するしかなかった。

社寺文化財の復旧にとって大きな問題は、規模の大小や神社と寺院の違いを問わず復旧の経費をどのように捻出するのかという財政問題である。寺院では再建の際に、皇室からの御下賜金、拝観有料化などさまざまな方法が試みられたが、多くの社寺では復旧経費を一般の寄付金に求めた。神奈川県では、多くの社寺による寄付募集が増加して、震災後の自治体財政にも悪影響を与える事態となった。

【キーワード】関東大震災　社寺文化財　復旧　神奈川

はじめに

大正十二（一九二三）年九月一日午前十一時五十八分、東経百三十九度三十分北緯三十五度二十分の相模湾を震源とするマグニチュード七・九の大地震[1]が発生し、東京府・神奈川県・埼玉県・千葉県・山梨県・静岡県・茨城県・長野県・栃木県・群馬県の一府九県の広範囲にわたり、震度五～六の強震のため建造物は倒壊し、また火災や津浪、地割れなどが発生し激甚な被害をもたらした。後日、これを地震名として「大正大地震」や「関東大地震」、災害名としては「大正大震火災」や「関東大震災」と人々は呼んだ。

関東大震災の被害状況については、内務省や震災予防調査会がまとめた調査報告があり、また府県別の被害状況についても各府県の震災誌などにより把握することができる。表1は人的被害と世帯被害の総計である。これを見ると、人的被害面でもっとも大きかったのは人口高密度の市部を有する東京府や神奈川県である。東京府は人的被害の総数では神奈川県よりも多いが、人口に占める人的罹災率は神奈川県の方が高い。家屋の被害も同様で、罹災率は神奈川県が東京府より高くなっており、市部を比較しても東京市よりも横浜市の罹災率が高い。これらは神奈川県が東京よりも震源に近い地域であることや、木造建造物が多かったことによるものであろう。

震災による被害は右だけにとどまらず、公共施設、工場や会社・商店、鉄道や道路、港湾や橋梁、娯楽施設や公園といった、ありとあらゆ

表1　関東大震災による被害一覧

府県名	人的被害（人） 当時の人口	死者	行方不明	重軽傷者	計	罹災率%	家屋被害（戸） 当時の世帯数	全壊	半壊	流失	破損	全半焼	計	罹災率%
神奈川県	1,379,000	29,614	2,245	19,524	51,383	3.73	274,300	46,719	52,859	425	68,555	68,770	237,328	86.52
横浜市	441,600	21,384	1,951	1,028	24,363	5.52	99,840	9,800	10,732		11,743	62,608	94,883	95.04
横須賀市	74,500	742	26	1,221	1,989	2.67	17,010	1,761	4,375		6,058	2,094	12,488	73.42
東京府	4,050,600	59,593	10,904	28,963	99,460	2.46	829,900	16,684	20,122		47,985	312,322	397,113	47.85
東京市	2,265,300	58,104	10,556	26,268	94,928	4.19	483,000	3,886	4,230		42,732	366,262	417,110	86.36
千葉県	1,347,200	1,373	47	2,095	3,515	0.26	262,600	12,894	6,204	84	7,696	478	27,356	10.42
埼玉県	1,353,800	280	36	541	857	0.06	244,900	4,562	4,348		6,451		15,361	6.27
山梨県	602,000	20	48	92	160	0.03	117,000	562	2,217		1,263		4,042	3.45
静岡県	1,626,300	450	42	795	1,287	0.08	289,100	2,241	5,216	881	4,581	21	12,940	4.48
茨城県	1,399,100	14	1	56	71	0.01	269,700	157	267		41		308	0.11
長野県								45	176				221	
栃木県				3	3			16	2				18	
群馬県				4	4			107	170				277	
計		99,331	43,476	103,733	246,540			128,266	126,233			447,128	702,495	

注　長野県栃木県群馬県分はデータ不備がある。
出典　内務省『大正震災誌』（1925年）、宇佐見龍夫『新編日本被害地震総覧』（1987年）より作成

る種類の構造物が倒壊、破損、焼失、流出、亀裂などさまざまな被害を蒙った。さらには神社や寺院（以下「社寺」と略す）も、同様に倒壊や焼失といった被害に遭遇したのである。

神奈川県は古都鎌倉を有し、中古以来の歴史を持つ古社寺が多数存在している。これらの社寺の中には伝統的な様式の本殿や本堂をはじめ、付属棟屋、門柱や墓石、石橋といった往古伝来の建築物や構造物があり、また建築物内には祭神本尊をはじめ、創建者ゆかりの彫像・頂相などの什宝、祈願者や奉賛者からの奉納物などが大切に守り伝えられている。これら建造物・構造物・什宝などを総称して仮に「社寺文化財」[2]と名付けておくが、震災によりこれら社寺文化財も倒壊した建築物の下敷きになったり、あるいは焼失、散逸したものもある。また震災後本堂などを再建できず統廃合のために什宝類が散逸した社寺もあった。

そこで本稿では、このような震災による社寺文化財の被害と復旧に関して、行政からの援助、社寺自らの努力による復旧計画の両面から、神奈川県域を対象にしてラフスケッチを試みることにしたい。

なお、神奈川県を対象とした理由は、神奈川県での社寺の被害数が関東で最も多い（後述）ことと、伝統的社寺が多い古都鎌倉があることである。鎌倉には古社寺保存法[3]に規定されるような中世以来の伝統的社寺が多数あり、その復旧に際しては特別に国や県からの補助が与えられており、これに関する若干の資料が残存している。しかし、神奈川県内すべての地域の社寺文化財の被害状況を取り上げることは、能力的にも紙数の点でも不可能であるので、具体的には古社寺保存法に規定されてい

る「特別保護建造物」や「国宝」[4]を中心にせざるを得ないことをあらかじめお断りしておきたい。

一　関東大震災による社寺文化財の被害

1　神奈川県内社寺の被害数

関東大震災による関東地方の社寺全体の罹災数は把握できていないが、寺院に限定すれば文部省の大正十二年末調査があり表2のとおりである。総数で神奈川県がもっと多く一、〇九六箇寺、そのほとんどが全半壊であった。震災前の神奈川県内の社寺数は、『大正十年神奈川県統計書』によれば神社一、三八〇、寺院一、七六一、合計三、一四一であって、震災により罹災した社寺数は、表3のとおり全壊一、〇七九棟、半壊七〇四棟、全焼六七棟の合計一、八五〇棟で、罹災率は約五十九パーセントであった。これは神奈川県警察部編『大正大震火災誌』[5]の記載で、神社と寺院を区分していないため神社と寺院ごとの罹災率を明らかにしえない。さらに正確な数値であるかどうかも疑問が残る。横浜市に限定して見ると、右の神奈川県警察部の調査では、社寺罹災数は一二五であるが、『横浜復興誌』[6]では一六六とあり、後者の方が数値が大きい。調査の時期や方法から生じたと思われるが、神奈川県内社寺の震災罹災数について正確な数値は後日を待ちたい。

県内でも古刹名刹の多いことで知られる鎌倉地方については鶴岡八幡宮をはじめ鎌倉宮、江ノ島神社といった神社と、鎌倉五山の名刹がことごとく被害を受けた旨『神奈川県震災誌』は記載している。また『鎌倉震災誌』の記述によれば、当時の鎌倉町域では神社は社殿全壊十棟、半壊四棟、寺院は堂宇全壊二十八棟、半壊五十八棟を数えているが[7]、鎌倉町に隣接する小坂村の建長寺、円覚寺、円応寺、浄智寺、東慶寺などは含まれていない。

表2　関東大震災府県別寺院罹災状況

府　県	全　焼	全　潰	半　潰	計
東　京	546	82	266	894
神奈川	33	387	676	1,096
千　葉	3	159	224	386
埼　玉		42	233	275
静　岡		18	66	84
山　梨		9	72	81
総　計	583	697	1,537	2,816

出典
「関東大震災罹災寺院再建期間延長方」『大正13～昭和14　宗教総規』（国立公文書館所蔵　文部省59年度移管　3A 32-7 2553）

表3　神奈川県震災被害社寺数及び被害額

市　郡	全壊	半壊	全焼	計	被害額(円)
横浜市	46	26	53	125	1,723,198
横須賀市		1		1	12,000
郡　部	1,033	677	14	1,724	8,677,792
総　計	1,079	704	67	1,850	10,412,990

出典
『大正大震火災誌』神奈川県警察部（大正15年6月発行）

2　特別保護建造物と国宝の被害

右のように多くの社寺が被害を受けたが、これらの中には古社寺保存法にもとづく「特別保護建造物」や「国宝」として官報告示された物件を有する社寺が含まれている。「震災ニ因リ特別保護建造物及国宝ノ倒壊又ハ破損シタルモノ建造物ニ於テ九棟国宝ニ於テ百十余点ニ達セル」[8]と文部省の記録にあり、そのうち神奈川県内の特別保護建造物に該当するのは、円覚寺舎利殿（明治三十三年四月五日告示）と鶴岡八幡宮大鳥居（通称一の鳥居、大正十一年四月十三日告示）、建長寺の仏殿・昭堂・唐門（いずれも大正十一年四月十三日告示）の五件である。被害に関する具体的な記述が、同じく文部省の記録[9]にあるので、左に引用する。傍線は引用者が付した。

円覚寺

舎利殿

北條貞時ノ建立ト称シ鎌倉時代ニ成リシ禅宗様唯一ノ実例ナリ此禅宗様ハ当時禅宗ト共ニ輸入セラレタル宋ノ建築様式ニシテ京都鎌倉其他ニ於テ盛ニ建立セラレシ禅宗伽藍ハ皆此様式ヨリ成リシガ総テ廃滅ニ帰シ唯此一舎利殿ヲ余スノミ当時ノ此種宋式ノ余影ヲ見ルベキモノ現今支那ニ於テモ全ク遺存スルモノナキニヨリ此舎利殿ノ価値ハ一層重大ナリト謂ハザルベカラズ

建物ハ南方ニ潰倒セルモ実測図存セルヲ以テ故ノ如ク再興困難ナラズ而モ永ク放任セバ益々腐朽破損ヲ増大スベシ

建長寺

仏殿

元駿府ニアリシ将軍秀忠ノ夫人崇源院廟ヲ移シ建テシモノニシテ江戸時代初期廟建築ノ好評本ナリ　最モ富麗ナル色彩及金具ノ装飾ヲ施セリ大震災ノ為メ南方ニ潰倒シ悲惨ノ状ヲ呈ス速ニ再建セバ旧観ニ復スルコトヲ得ベキモ曠日瀰久セバ益々損壊ヲ増大シ彩色装飾ハ剥脱シ拾収スベカラザルニ至ルベシ

唐門

前者ト共ニ崇源院廟ヨリ移セシモノニシテ壮麗豪華ナル江戸初期ノ俤ヲ見ルベキ遺構ナリ是亦南方ニ潰倒ス速ニ再建ニ着手セザレハ益々破損ヲ多クスベシ

昭堂

室町時代ノ簡勁ナル禅宗様建築ナリ著ク南方ニ傾斜シ危険ノ状態ニアリ

円覚寺と建長寺の特別保護建造物は、地震の振動方向にそって全て南方側に倒壊しており、このまま放置するならばさらなる破損を招き、文化的な意義を失いかねないとの危険性を指摘している。なお花崗岩製の柱が砕折してしまった鶴岡八幡宮の大鳥居について記載がないのは、この文部省の記録が社寺文化財の修復に関する法律案の参考書類であることからみて、おそらく鶴岡八幡宮の大鳥居は復旧不可能という判断がなされたためあえて記載しなかったものと推測する。

一方、社寺の什宝などの被害状況に目を転じてみよう。社寺の祭神や本尊などに比べ、什宝類の被害は把握が難しいが、古社寺保存法で「国宝」の資格を官報告示された物件の罹災状況は次のとおりである。

震災以前に古社寺保存法により国宝とされた神奈川県内社寺所蔵の物件は表4のとおりで、表5は、極楽寺をはじめ覚園寺、建長寺、円応寺、浄智寺、東慶寺、高徳院、そして円覚寺及びその塔頭である続燈庵や黄梅院などの国宝と特別保護建造物の被害状況である。この中で焼失した続燈庵の国宝二点を除けば、その他の国宝は不幸中の幸いで修復・復旧が可能であった。文部省の記録には次のように記載している。

極楽寺

彫刻　木造釈迦如来立像　一躯
同　木造釈迦如来坐像　一躯
同　木造不動明王坐像　一躯

立像ノ釈迦如来ハ所謂嵯峨式釈迦ノ模像ニシテ此種ノ模造ガ特ニ流行セル鎌倉初世ノ作ニ係リ其ノ分布ノ覇府所在地ニ及ベルヲ証スベキ唯一ノ遺品ナリコレヲ本尊トセル本寺ガ鎌倉中世ニ於テ社会事業ヲ施設スルニ至レルハ特ニ注目スベキ事ト謂フベシ

坐像ノ釈迦如来ハ造像トシテ珍シキ転法輪ノ手相ヲ具シ前像ヨリ稍後レテノ製作ナリ

不動明王像ハ鎌倉現存ノ彫像中最モ年代ニ富ミマタ此地方ニ類品ノ稀ナルモノトス

以上三躯ハ何レモ震災ノ為メ倒壊セル堂宇ノ下敷トナリ甚シキ壊裂ヲ生ゼリ

覚園寺

彫刻　木造地蔵菩薩立像　一躯

鎌倉現存ノ古仏中等身大ニシテ典型的トハ云ヘ練熟セル技倆ヲ示セル点ニ於テ有数ノ作タルヲ失ハズ像所在ノ堂宇ハ震災ニ倒壊シ其ノ下敷トナリテ像ハ著シク破壊セラル

建長寺

彫刻　木造北條時宗像　一躯
美工　鞣漆須弥壇　一基
同　銅鐘　一口

時頼像ハ純日本的服装ニヨル彫刻ニシテ面貌ハ勿論冠服ニ至ルマテ写実ノ微ヲ穿テルモノアリ此種ノ彫刻トシテ他ニ比類ナキ上乗ノモノナルノミナラズ其ノ北條時頼ト伝ヘラル、所ニ本寺及此地方トノ密接ナル歴史的関係ヲ保持スルモノアリ震災ノ為メ倒壊セル仏殿ノ下敷トナリ壊裂ノ状凄惨ヲ極ム

禅宗建築ノ模範ハ円覚寺舎利殿ニ求メザルヲ得ザル如ク禅宗須弥壇ノ本様ハ即チコレナリト言ハザルヲ得ズ其形式塗色彫物等皆新様ヲ出シ瀟洒ナル禅的趣味ニ満テリマタ所在食堂ト共ニ地震ノ際倒壊シ破損甚ダシ

建長七年在銘ノ銅鐘ハ本寺ノ由緒ヲ語ル貴重ノ資料ナリ鐘楼震災ニ倒壊スルト共ニ其下敷トナツテ地ニ委ス

表4　関東大震災以前に指定の神奈川県内社寺所蔵「国宝」一覧

現在所在地	社寺名	区分	名称	員数	時代	官報告示年月日
鎌倉市	円応寺	彫刻	木造初江王坐像	1	鎌倉	明治33年4月7日
			木造閻魔王坐像	1	鎌倉	明治33年4月7日
			木造倶生神像	2	鎌倉	明治33年4月7日
	円覚寺	絵画	絹本著色仏涅槃図	1	鎌倉	明治32年8月1日
			絹本著色虚空蔵菩薩像	1	鎌倉	明治32年8月1日
			絹本著色五百羅漢像	33	鎌倉～室町	明治32年8月1日
			絹本著色智吉祥釈迦	1	鎌倉	明治41年4月23日
			絹本著色仏光国師像	1	南北朝	大正2年4月14日
			紙本淡彩跋陀婆羅像	1	室町	大正2年4月14日
		工芸	梵鐘	1	鎌倉	明治42年4月5日
			青磁袴腰香炉	1	中国・元	大正4年3月26日
		書	定額寺官符	1	鎌倉	明治32年8月1日
			紙本淡彩円覚寺境内地図	1	南北朝	明治38年4月4日
			紙本淡彩富田庄図	1	鎌倉	明治38年4月4日
			紙本墨書北條時宗書状	1	鎌倉	明治38年4月4日
			紙本墨書北條時宗書状	1	鎌倉	明治38年4月4日
			紙本墨書祖元書状	1	鎌倉	明治38年4月4日
			紙本墨書円覚寺年中用米注進状	1	鎌倉	明治38年4月4日
	黄梅院	絵画	絹本著色夢窓国師像	1	鎌倉	明治39年4月14日
		書	紙本墨書華厳塔勧縁疏	1	南北朝	明治38年4月4日
	覚園寺	彫刻	木造地蔵菩薩立像	1	鎌倉	明治41年4月23日
	建長寺	絵画	絹本著色十六羅漢像	8	江戸	明治32年8月1日
			絹本著色釈迦三尊像	1	中国・南宋	明治32年8月1日
			絹本淡彩蘭渓道隆像	1	鎌倉	明治38年4月4日
			絹本著色大覚禅師像	1	鎌倉	明治38年4月4日
			絹本墨画観音像	32	室町	明治41年4月23日
			紙本墨画喜江禅師像	1	室町	明治41年4月23日
		工芸	螺漆須弥壇	1	鎌倉	明治35年4月17日
			梵鐘	1	鎌倉	明治42年4月5日
		書	紙本墨書法語規則	2	鎌倉	明治33年4月7日
			紙本墨書大覚禅師諷誦文	1	鎌倉	明治38年4月4日
		彫刻	木造北條時頼坐像	1	鎌倉	明治32年8月1日
	極楽寺	彫刻	木造釈迦如来立像	1	鎌倉	明治41年4月23日
			木造釈迦如来坐像	1	鎌倉	明治41年4月23日
			木造不動明王坐像	1	平安	大正8年4月12日
		工芸	金銅五鈷鈴	1	鎌倉	明治33年4月7日
		工芸	金銅三鈷	1	鎌倉	明治33年4月7日
	浄智寺	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	1	鎌倉	明治32年8月1日
	杉本寺	彫刻	木造十一面観音立像	1	鎌倉	明治32年8月1日
			木造十一面観音坐像	1	鎌倉	明治32年8月1日
	高徳院	彫刻	銅造阿弥陀如来坐像	1	鎌倉	明治30年12月28日
	続燈庵	工芸	銅経筒	1	鎌倉	大正2年4月14日
		考古	銅造仏応禅師骨壷	1	鎌倉	大正2年4月14日
		書	紙本墨書法華経	1	南北朝	明治38年4月4日

現在所在地	社寺名	区分	名称	員数	時代	官報告示年月日
鎌倉市	鶴岡八幡宮	工芸	籬菊螺鈿絵硯箱	1	鎌倉	明治32年8月1日
			古神宝類（杏葉蒔絵平胡録）	2	鎌倉	明治32年8月11日
			古神宝類	13	鎌倉	明治33年4月7日
		書	紙本墨書鶴岡社務記録	2	南北朝	明治38年4月4日
		書	紙本墨書鶴岡八幡宮修営目論見絵図	1	室町	明治38年4月4日
		彫刻	木造菩薩面	1	鎌倉	明治33年4月7日
	東慶寺	彫刻	木造聖観音立像	1	南北朝	明治33年4月7日
	長谷寺	工芸	銅造十一面観音懸仏	6	鎌倉	明治42年4月5日
	光触寺	絵画	紙本淡彩頬焼阿弥陀縁起	2	南北朝	明治33年4月7日
		彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	3	鎌倉	大正12年8月4日
	光明寺	絵画	紙本著色当麻曼荼羅縁起　他	2	鎌倉	明治41年4月23日
			紙本著色当麻曼荼羅図	1	鎌倉	明治41年4月23日
			紙本著色浄土五祖絵伝	1	鎌倉	明治41年4月23日
			絹本著色十八羅漢及僧像	19	南北朝	明治41年4月23日
	明月院	書	紙本淡彩明月院絵図	1	江戸	明治38年4月4日
		彫刻	木造上杉重房坐像	1	鎌倉	明治32年8月1日
横浜市	弘明寺	彫刻	木造十一面観音立像	1	平安	大正4年8月10日
	称名寺	絵画	絹本著色北條実時像ほか	4	鎌倉	明治33年4月7日
		絵画	絹本著色十二神将像	12	鎌倉	明治43年8月29日
		工芸	銅鐘	1	鎌倉	大正10年4月30日
		書	称名寺伽藍古図	1	鎌倉	明治42年4月5日
		書	文選集注	19	平安	明治43年8月29日
		書	紙本墨書円覚経	2	鎌倉	大正3年4月17日
		書	紙本墨書明儒願文集	1	鎌倉	大正11年4月13日
		彫刻	厨子入金属製愛染明王坐像	1	鎌倉	明治43年8月29日
	総持寺	絵画	紙本著色提婆達多像	1	韓国・高麗	明治33年4月7日
			絹本著色前田利家家夫人像	1	桃山	明治38年4月4日
		工芸	刺繍大法被	1	江戸	明治33年4月7日
川崎市	影向寺	彫刻	木造薬師如来及両脇侍像	3	平安	明治33年4月7日
小田原市	報身寺	絵画	絹本著色阿弥陀如来坐像	1	鎌倉	明治32年8月1日
藤沢市	清浄光寺	絵画	絹本著色後醍醐天皇御像	1	室町	明治33年4月7日
海老名市	国分寺	工芸	銅鐘	1	鎌倉	大正12年8月4日
伊勢原市	宝城坊	彫刻	木造薬師如来及両脇侍像	3	鎌倉	明治33年4月7日
			木造阿弥陀如来坐像	1	鎌倉	大正6年4月5日
			木造薬師如来坐像	1	鎌倉	大正6年4月5日
箱根町	早雲寺	絵画	絹本淡彩北條早雲像	1	室町	明治41年4月23日
		工芸	織物張文台及硯箱	1	室町	大正8年4月12日
	箱根神社	工芸	赤小柄短刀	1	鎌倉	大正11年4月13日

出典：文化庁監修『国宝・重要文化財大全　別巻』（毎日新聞社、2000年7月）、『国宝・重要文化財総合目録　美術工芸品篇　上巻』（国宝・重要文化財総合目録編纂会、1999年4月）、神奈川県教育委員会『神奈川県文化財総覧　美術工芸品』、神奈川県文化財協会『神奈川の文化財』、八幡義生『神奈川県国宝重要美術品史蹟名勝天然紀念物総目録』（1941年7月、邦栄堂書店）などを基に作成

注：名称は現在の名称を用いたが、一部当時の名称のままとした。区分は便宜的に付与した。複数の官報告示のあるものは両方の年を記載した。

円応寺

彫刻　木造閻魔王坐像　一躯
同　初江王坐像　一躯
同　木造倶生神坐像　二躯

閻魔王像ハ鎌倉時代ノ彫刻中名作ノ一ニ数フベキモノニシテ其ノ写生風ヲ帯ビタル忿怒ノ面貌ハ実ニ我彫刻界ノ一異彩ナリト云フベシ初江王倶生神マタ鎌倉中世ノ練熟セル技巧ヲ窺フニ足ルモノトス四躯トモ震災ノ為メ崩壊セル堂宇ノ下敷トナリ身首処ヲ異ニシ被害激甚ナリ

円覚寺

美工　銅鐘　一口

有名ナル巨鐘ニシテ其ノ正安三年八月七日北條貞時観縁西澗子曇謹銘トアル銘記ハ本寺及鎌倉ノ史的関係ヲ徴証スルニ貴重ナル資料ナリ震災ノ為メ鐘楼傾斜倒壊ニ瀕シ鐘マタ甚シキ危険ノ状態ニアリ

浄智寺

彫刻　木造地蔵菩薩坐像　一躯

鎌倉時代ノ彫刻ノ一般的様式ニナレルモノナレドモ手法ノ温秀見ルニ足ルベシ震災ノ為メ堂倒壊シ像其下敷トナツテ大破ス

黄梅院

絵画　絹本着色夢窓国師像　一幅
文書　紙本墨書華厳塔勧縁疏　一巻

画像ニ文書ニ独リ本寺ト深甚ノ関係アルノミナラズ従ウテ地方的ニモマタ重要視スベキ遺品ナリ震災ノ為メ堂宇崩壊シテ其ノ下敷トナル

表5　鎌倉の社寺国宝被害一覧

社寺名	種別	名称	個数	被害状況
極楽寺	国宝	釈迦如来立像	1　躯	破損
	国宝	転法輪釈迦如来座像	1　躯	破損
建長寺	国宝	木造北条時頼像	1　躯	破損
	国宝	糅漆須彌壇	1　基	破損
	特別保護建造物	唐門	1　棟	倒壊
	特別保護建造物	仏殿	1　棟	倒壊
鶴ヶ岡八幡宮	特別保護建造物	石造大鳥居	1　基	倒壊
建長寺	特別保護建造物	昭堂	1　棟	倒壊
浄智寺	国宝	木造地蔵菩薩結跏趺	1　躯	破損
東慶寺	国宝	木造聖観音立像	1　躯	破損
円覚寺	国宝	絹本虚空蔵菩薩像	1　幅	破損
	国宝	紙本墨書北条時宗書状	1　幅	破損
	国宝	紙本墨書祖元書状	1　幅	破損
	特別保護建造物	舎利殿	1　棟	倒壊
円覚寺塔頭続灯庵	国宝	紙本墨書法華経	1　巻	焼失
	国宝	銅造仏応禅師骨壺	1　口	焼失
	国宝	経筒	1　本	焼失
円応寺	国宝	木造閻魔王座像	1　躯	破損
	国宝	木造初江王座像	1　躯	破損
	国宝	木造倶生神像	2　躯	破損

出典　『大正大震火災誌』（神奈川県警察部）

鎌倉文化を代表する二十件もの国宝や特別保護建造物が建物の下敷きとなったり倒壊、焼失し凄惨な姿になってしまったことを伝えている。

国宝以外の鎌倉郡（当時）内の寺院の什宝類については、震災後に神奈川県から委嘱された田中豊蔵が宝物調査を実施し「神奈川県鎌倉郡寺院宝物調査報告」[10]を大正十四年三月に提出している。現存しているのは第二次大戦後の写本（原本の所在が不明）で、鎌倉郡内と近隣の寺院（塔頭を含む）七十七箇寺を網羅しており、被害状況を伝えてくれるが、本稿では省略する。

以上見たように社寺文化財の罹災を我が国の文化的な損失という認識にもとづき、特別保護建造物や国宝に対してどのような復旧への道が用意されたのかについて、政府の政策、県や市町村からの援助、そして社寺自身の復旧への努力という三つのレベルに分けて復旧事業の特徴を明らかにしよう。

二　政府の社寺文化財復旧事業

1　古社寺臨時保存金

震災直後に政府は被害状況を把握するため文部技師中川忠順などを鎌倉などに派遣し[11]、その結果、特別保護建造物にあっては九件、国宝は百十余件の被害を確認した。中川らの調査を受けた文部省は、我が国の「上代文化ノ精華タルモノニシテ之カ復旧保存ヲ謀ルカ為修理ヲ行フノ必要アリ」[12]として、緊急の対応策を講じようとするが、古社寺保存法にもとづき十五万円から二十万円の予算額が与えられていた古社寺保存費（大正十二年度予算額二十万円）はすでに前年度からの継続費などで執行中または予定が決まっていたため、その予算がなかったのである。そこで主務省である文部省は、大正十二年度追加予算として臨時に必要経費を支出できるよう「古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル法律案」を大正十二年十一月に準備し、十二月二十七日開会の第四十八回帝国議会に提出をしようとしたが、議会解散のため法案は実現しなかった[13]。法律案は、十四万円を臨時支出できるというもので、その際の執行計画は表6のとおりである。中川などが調査した結果をもとに大蔵省で算定したものと推定されるが、特別保護建造物八件と国宝百十四件について、応急保存費と復旧修理費の二項目で計上している。応急保存費とは、表の記載のとおり特別保護建造物では、解体整備費、傾斜移動直応急手当費、基礎固倒壊防止費、保存小屋費からなり、国宝では倒壊建物取除費、取外費、仏像等収納器、錆取費からなる。破損した具材や装飾部品などが散逸しないよう取り集め、将来の復元のため必要な解体作業を施し、本体や部品を風雨から守り整理保存するための小屋や収納器を設け、傾斜した建物を元に戻すなどの作業経費であった。一方の復旧修理費は、古材のほか新材を用いて従前の姿に復元するための経費で特別保護建造物にのみ充てられていた。当初の計画では、応急保存費にあっては特別保護建造物分が二万七千円、国宝分が四千百円の合計三万千百円、復旧修理費は特別保護建造物分十一万八千円、合計十四万九千百円を想定し

表6-1　特別保護建造物応急保存費及び復旧修理費

単位：円

府県名	社寺名		特別保護建物応急保存費	応急保存費　内訳				復旧修理費（当初）	復旧修理費（修正後）
				解体整備費	傾斜移動直応急手当費	基礎固倒壊防止費	保存小屋費		
神奈川県	建長寺	本堂	5,300	3,800			1,500	42,670	42,670
		唐門	1,150	550			600	5,215	5,215
		昭堂	5,900		5,900			38,300	38,300
	円覚寺	舎利殿	4,200	3,000			1,200	21,725	21,725
千葉県	石堂寺	本堂	4,500			4,550		19,555	12,000
	傘森寺	本堂	4,550		4,500			－	－
東京府	円融寺	本堂	1,400		1,400			14,415	9,200
埼玉県	金鑽神社	塔婆						16,090	16,090
							見積もり総額	157,970	145,200
							補助金率	×0.75	×0.75
補助額総計			27,000	7,350	11,800	4,550	3,300	118,478	108,900

出典は表6-1～3すべて「法律第十二号震災被害特別保護建造物及国宝ニ古社寺臨時保存金支出」
『国宝保存総規　重要美術品等保存総規』（文部省昭和59年度移管　3A 32-7 2534　国立公文書館所蔵）

表6-2　国宝応急保存費

単位：円

府県	所蔵	名称	数	倒壊建物取除費	取外費	仏像等収納器	錆取費	
神奈川県	極楽寺	木造釈迦如来立像	1躯	150		120		
		木造釈迦如来坐像	1躯					
		木造不動明王坐像	1躯					
	覚園寺	木造地蔵菩薩像	1躯	110		50		
	建長寺	木造北條時頼坐像	1躯	560		40		
		螺漆須弥壇	1基			300		
		銅鐘	1口					
	円覚寺	銅鐘	1口		360			
	円応寺	木造閻魔王坐像	1躯	860		240		
		木造初江応坐像	1躯					
		木造倶生神坐像	1躯					
	浄智寺	木造地蔵菩薩坐像	1躯	120		40		
	黄梅院	絹本着色夢窓国師像	1幅	250				
		紙本墨書華厳塔観縁疏	1巻					
東京遊就館出陳		塩竈神社等刀剣	90口				900	
計				2,050	360	790	900	4,100

表6-3　特別保護建造物復旧修理費内訳

			建長寺						円覚寺	
			本堂		唐門		昭堂		舎利殿	
費目	単価（円）	単位	員数	計（円）	員数	計（円）	員数	計（円）	員数	計（円）
木材	75	石	240	18,000	20	1,500	200	15,000	110	8,250
金具	2	貫	900	1,800	15	30	200	400	30	60
銅版	4	定尺枚	1,375	5,500	25	100				
葺材料	20	坪					115	2,300	50	1,000
大工	4	人工	1,200	4,800	350	1,400	2,300	9,200	1,300	5,200
石工	4.5	人工	40	180	10	45	60	270	30	135
葺工	4	人工	150	600	40	160	150	600	40	160
人夫	3	人工	600	1,800	320	960	1,500	4,500	1,000	3,000
基礎及石材				4,200		300		250		800
足場諸器械損料				3,000		380		3,280		1,700
事務費				2,790		340		2,500		1,420
合計				42,670		5,215		38,300		21,725

			石堂寺		円融寺		金鑽神社		
			本堂		本堂		塔婆		
費目	単価（円）	単位	員数	計（円）	員数	計（円）	員数	計（円）	
木材	75	石	70	5,250	60	4,500	60	4,500	
金具	2	貫	150	300	50	100	50	100	
銅版	4	定尺枚							
葺材料	20	坪	80	1,600	60	1,200	50	1,250	
大工	4	人工	600	4,000	800	3,200	900	3,600	
石工	4.5	人工	50	225	30	135	20	90	
葺工	4	人工	55	260	60	240	100	400	
人夫	3	人工	450	2,400	600	1,800	800	2,400	
基礎及石材				1,500		800		200	
足場諸器械損料				2,750		1,500		2,500	
事務費				1,270		940		1,050	
合計				19,555		14,415		16,090	157,970

た。復旧修理費が実際の必要経費見積額（十五万七九七〇円）より少ないのは、古社寺保存費の建築費補助率七割五分の慣例に従ったためである。しかしこれでは十四万円の枠を越えてしまうため、さらにはみ出た九千百円を石堂寺と円融寺の修理費から大幅に減額して調整した結果、最終的に特別保護建造物の復旧修理費は、必要経費十四万五千二百円の七十五パーセントすなわち十万八千九百円となり、応急保存費と合わせて合計十四万円に納まったのである。文部省は大正十三年六月二十五日開会の第四十九回帝国議会に改めて法律案を提出した。その法律案と理由書は次のとおりである。(14)

古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル法律案

大正十二年九月ノ震災ニ因リ倒壊又ハ破損シタル特別保護建造物及国宝ノ維持修理ニ要スル経費ヲ補助スル為政府ハ大正十三年度ニ於テ古社寺保存法第十六条ノ金額ノ外十四万円ヲ限リ古社寺保存金トシテ臨時支出スルコトヲ得

古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル法律案

理由書

大正十二年九月ノ震災ニ因リ倒壊又ハ破損シタル特別保護建造物及国宝ノ維持修理ニ要スル経費ヲ補助スル為古社寺保存法第十六条ノ金額ノ外十四万円ヲ保存金トシテ臨時支出スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

衆議院では、翌七月三日に本会議にて主務大臣の岡田良平文部大臣が趣旨説明した後、委員会審議にかけられ七月八日の本会議で可決し貴族院へ送付された。貴族院では九日の本会議で同じく岡田文部大臣の趣旨説明があり、委員会の付託審議を経て、七月十三日の本会議において全会一致で可決成立した。そして天皇の裁可を経て七月二十二日に法律第十二号として公布施行された。震災後約十一ヶ月後のことであった。短期間のうちに、しかも多くの議論もなく議会を通過したのは、この法律が「已ムヲ得ザル支出」[15]であるという認識があったのは間違いないが、十四万だけで十分であるのか、特別保護建造物や国宝以外はどうするのか、大正十三年度だけの「時限立法」でよいのかという点を、議会はともかく文部省の中でどれだけの議論がなされたのか不明な点が多いが、資料上の制約もありここでは展開できない。

ともあれ大正十三年度は通常費の古社寺保存金二十万円と、臨時費十四万円の合計三十四万円が社寺文化財の震災復旧などに充てられることになり、これをうけて鎌倉建長寺をはじめ特別保護建造物と国宝の震災復旧工事が大正十三年十一月に開始され[16]、ほぼ大正十四年度の初めまでには完了をみている。しかし、国宝については応急保存手当のみで臨時費に復旧修理費が含まれていなかったため、その経費は大正十三年度の通常費を充てたと考えられる。後述の通り国宝に指定されていた鎌倉大仏（銅造阿弥陀如来坐像）もこの通常費の枠から一万五千円が補助金として与えられている[17]。

「古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル法律」は大正十三年度に限定した立法であったため次年度以降は通常の古社寺保存費の枠の中でしか社寺文化財の復旧事業を実施できなくなることから、文部省は大正十四年度予算要求に際して「国宝及特別保護建造物保存事業改善ニ要スル経費」[18]として三十六万六千三百三十円を新規事業として要求したところ、全額査定減となってしまった。震災による国庫収入の激減などの理由から大正十四年度は大規模な行政整理が行われ、大正八年度以降おおむね二十万円を維持してきた古社寺保存費自体も五万円減額され十五万円となるなど、大正十四年度以降の社寺文化財の復旧はきわめて厳しい状況であった。

3　鎌倉国宝修理工場と鎌倉大仏の修理

鎌倉地方で罹災した国宝類は、奈良東大寺の勧学院を拠点に仏像修理をおこなっていた日本美術院第二部（奈良美術院）から明珍恒男をはじめとする数名の彫刻修理家が鎌倉に派遣され、鶴岡八幡宮境内（大正十四年四月から宝戒寺境内に移転）にあった憲兵隊駐屯所のバラックを修理用の工房に充て、大正十三年十一月から仏像や神像などの修復作業を開始した[19]。鎌倉周辺の社寺の国宝や未指定のものも含めて、震災で被害を受けた彫刻類のほとんどがここで修理を受けたのである[20]。写真は、八幡宮境内に設置されたと推定される「国宝修理場」内の写真である[21]。

この美術院による修復のたまもので多くの悲惨な状態にあった国宝類が、ふたたび往古の生命と輝きを取り戻したのはいうまでもないが、修復の際の仏像の解体により胎内から銘文などが発見（初江王像）される

など、新たな情報が得られたことも修理の副産物である。しかし、現時点ではどのような順番で修復がなされたのか、そしてその経費や期間がどれだけ要したのかという点は不明であるので、美術院で修理した際に作成した「国宝修理竣成報告書」[22]や、そのほかの記録類を探査することにより詳しい状況を知ることができよう。

神奈川県の国宝を代表し、かつ鎌倉時代の彫刻を代表するもので、震災の大きさを示すときによく取り上げられるのが高徳院の銅造阿弥陀如来坐像、通称鎌倉大仏である。鎌倉の大仏は関東大地震の揺れにより石造の基壇が崩れ、像自体も少しく西向きに前方四・五十センチほどせり出し、また継ぎ目部分に亀裂を生じ、さらに胎内への進入口が塞がるなどの大きな被害を生じた。このような被害を受けた鎌倉大仏であったが、先に見た文部省の記録中にはその名前をみることができないがどうしてであろうか。後述の『震災復旧鎌倉国宝写真帖』所収の修理中の大仏写真の左側に木製立て札が見え、そこには「金壱万五千円　文部省」と墨書されており、文部省の補助金が支出されていることを示している。これまで見てきたように震災で被害を受けた国宝は古社寺保存金の臨時費によって応急保存の処置がとられてきたが、この鎌倉大仏の修理は古社寺保存金の臨時費ではなく大正十三年度の経常費から支出されたものである。昭和三年九月三十日に高徳院が主要出来事を神奈川県学務部長に回答した答申書によれば、鎌倉大仏の修理費二万円のうち文部省より一万五千円が大正十三年九月十六日に下付され、残額五千円は高徳院が負担した。[23]鎌倉大仏の修復は仏体が巨大で銅造であることや、基壇

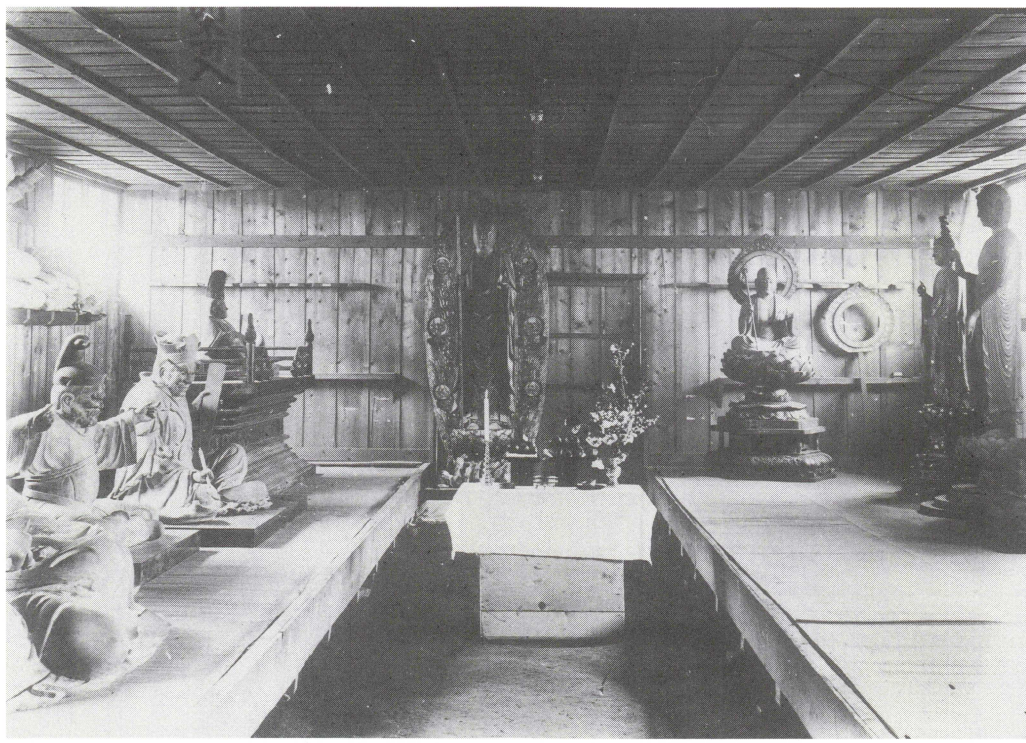

修理を終えた国宝（東京国立博物館提供）

部分の崩壊もあるため日本美術院ではなく仏体は帝室技芸員新海竹太郎と鋳造家安部胤齋、基壇部分は工学博士内田祥三が担当し戸田組が工事を担当した。大正十三年十二月一日より基壇部分から工事を開始し、翌年一月十八日に基壇工事の完了を待って仏体の鋳継目の工事に着手し、すべて完了したのは大正十四年五月一日である。(24)

このように震災被害を受けた社寺文化財のうち、古社寺保存法に規定された特別保護建造物や国宝は優先的に政府による応急処置や復旧工事が実施されていったが、これ以外の社寺文化財は、新規に特別保護建造物や国宝に指定されるか、あるいは地方自治体や篤志家による援助を待つか、自らの努力で復旧を目指すしかなかったのである。

三　県や市町村による社寺文化財の復旧事業

1　神社復旧の補助金

前述のとおり神奈川県には多くの国宝や特別保護建造物が存在しており、それらの震災被害について神奈川県庁としても座視するわけにはいかず、可能な対策を講じたようである。神社については、国家神道のもと社格により体系化されており、社格に応じてその維持経費や神官の人件費は国、府県や市町村がそれぞれ支弁するシステムができあがっていたため、神社への復興策は時を置かずして始められた。

震災当時、国幣中社であった鶴岡八幡宮は舞殿をはじめ楼門が倒壊し、鳥居や灯篭なども大破した。神社からの被害報告を受け九月十七日に安河内麻吉神奈川県知事が、同二十七日には内務省職員が、そして十月四日には後藤新平内務大臣らが相次いで八幡宮の被災状況を視察している。同社は内務省が所管する国幣社であることから、祭祀を除けば復旧工事への県の関与は見当たらない。しかし、内務省が復旧経費の全額を負担したのかといえばそうではない。鶴岡八幡宮の復旧工事が完了するのは昭和五（一九三〇）年七月のことで、総額七千七百七十六円四十銭の巨費を要し、そのうち八幡宮の奉賛会から五千五百六十六円八十二銭を支出したと、八幡宮の記録(25)にあることから見ても、修理経費の多くは神社や氏子や信奉者で組織する奉賛会などの支援団体の寄付に依拠していたのである。

神奈川県では、震災以前から通常予算の中に神社補助費の項目を設け、県社をはじめとする神社に対し補助金を交付していたが、震災で多くの神社が被害を受けたことを契機に、大正十三年十月の臨時県会で神社補助費の中に災害復旧補助費として平成十三年度は十四万円、翌十四年度は十六万円を計上する議案「臨県第十二号議案　自大正十三年度至大正十四年度神奈川県神社補助費継続年期及支出方法」を提出した。その提案説明の中で萱場内務部教務課長は次のように述べている。

簡単ニ御説明ヲ申上ゲマス、本議案ハ震災ニ依ツテ被害ヲ受ケマシタ神社ニ対スル一府五県ニ対シテ六十九万円ノ融通金ヲ取ッテ呉レタノデアリマス、其ノ六十九万円ノ内我ガ神奈川県ノ被害神社ニ対シテ三十万円ヲ低利資金ヲ以テ融通スルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、一方

神奈川県ノ神社ノ被害ガドレダケニ上ツテ居ルカ、且ツ之ヲ復興スルニドレダケノ費用ガ掛ルカト云フト、約二百十万円デアリマス、此二百十万円ニ対シテ三十万円、二ヶ年度デ三十万円ヲ補助シテヤルト云フコトハ約一割四分位ノ率ニシカ上リマセヌノデ、直チニ以テ県下ノ神社ガ復興、復旧ヲスルト云フ訳ニハ往キマセヌガ、国ガ是ダケノ補助ヲ神社ノ為ニ捻出シテ、詰リ敬虔ノ精神ヲ以テ県下ノ神社ニ補助スルト云フ其ノ真意ヲ一般ノ人ニ示シタナラバ、此神社ノ復旧、復興ト云フコトニ付テ余程好イ結果ヲ生ジ出シハナイカト思フノデアリマス(26)

要するに政府からの使途限定の低利融資を受けて二ヵ年で三十万円を神社の復旧経費の補助金として支出するというもので、神奈川県内の神社の被害総額二百十万円の約一四%にすぎない金額であるが、この議案は十六日の本会議にて全会一致で可決成立した(27)。大正十三・十四年度の二カ年に亘る予算ではあったものの、その執行ははかばかしくなかったようである。表7は大正十一年度から十五年度までの神社補助費に関する神奈川県の予算及び決算の一覧であるが、これをみると大正十三年度に計上した予算はまったく執行されず、翌大正十四年度は十六万円の予算中十万六千四百七十六円のみの執行である。執行残が生じた理由は、神社補助費を受ける神社の側に大きな問題があったためである。一般に補助金の仕組みでは、再建計画なり復旧計画が具体化し、その計画書や収入見込書などを添えて申請しなければならず、以下に見るとおり県社の一つである横浜の皇大神宮でさえも、震災被害総額が十九万六千五百

表7　神奈川県予算・決算額に占める神社補助費・名勝旧蹟保存費の変遷（大正11年度～大正15年度）

単位円銭厘	大正11年度		大正12年度		大正13年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
歳入　総計	5,574,784.000	4,331,424.000	8,158,246.000	6,356,891.000	11,174,099.000	8,037,119.000
歳出　総計	5,574,784.000	4,331,424.630	8,158,246.000	6,356,891.510	11,174,099.000	8,037,119.000
経常部　計	2,519,571.000	2,392,232.280	3,688,553.000	3,299,026.765	3,488,273.000	3,232,331.000
臨時部　計	3,055,213.000	1,939,192.350	4,469,693.000	3,057,864.745	7,685,826.000	4,804,788.000
神社補助費	500.000	500.000	500.000	500.000	140,000.000	0.000
内　市部負担		186.500		185.500	51,380.000	0.000
内　郡部負担		313.500		314.500	88,622.000	0.000
名勝旧蹟保存補助費	3,000.000	3,000.000	3,000.000	3,000.000	3,000.000	3,000.000
内　市部負担		1,119.000		1,113.000	1,101.000	1,101.000
内　郡部負担		1,881.000		1,887.000	1,899.000	1,899.000

単位円銭厘	大正14年度		大正15年度	
	予算	決算	予算	決算
歳入　総計	13,338,184.000	10,144,647.195	10,730,878.000	10,917,111.000
歳出　総計	13,338,184.000	10,144,647.195	10,730,878.000	10,917,111.000
経常部　計	3,749,631.000	3,446,487.905	4,080,159.000	3,729,295.000
臨時部　計	9,588,553.000	6,698,159.290	6,650,719.000	7,187,815.000
神社補助費	160,000.000	106,476.000	95,000.000	28,903.000
内　市部負担	53,120.000	35,350.032		9,942.632
内　郡部負担	106,880.000	71,125.968		18,960.368
名勝旧蹟保存補助費	8,000.000	8,000.000	3,000.000	3,000.000
内　市部負担	996.000	2,656.000		1,032.000
内　郡部負担	2,004.000	5,344.000		1,968.000

出典：各年度の予算書・決算書
（神奈川県議会図書室所蔵）

表8　横浜市内の神社に対する神奈川県の補助金

単位円銭

社格	神社名	所在	被害程度	本殿拝殿復旧費	神奈川県	横浜市	氏子寄付金
県社	皇大神宮	中区宮崎町	全焼	28,630.22	15,000	20,000	63,776.22
郷社	洲崎神社	神奈川区青木橋	全焼	52,143.36	9,200	8,000	43,569.93
村社	八幡宮	中区中村町	全焼	49,316.30	9,300	6,000	65,000.00
村社	厳島神社	中区羽衣町	全焼	68,939.20	9,000	3,000	64,000.00
村社	杉山神社	中区杉山町	全焼	56,427.23	8,790	5,000	63,488.24
村社	子神社	中区野毛町	全焼	17,691.90	7,200	3,000	11,100.00
村社	杉山神社	中区宮元町	全焼	19,124.00	6,300	1,500	11,324.00
村社	子神社	中区日の出町	全焼	12,008.46	1,500	2,500	4,408.46
村社	稲荷神社	中区山王町	全焼		9,000		
村社	厳島神社	中区元町	全焼	9,759.92	1,500	1,000	22,500.00
村社	春日神社	中区永田町	全壊		1,757		
村社	鹿島神社	中区上大岡町	全壊		1,318		
村社	浅間神社	磯子区森町	全壊		439		
村社	日枝神社	磯子区磯子町	全壊		329		
村社	八幡神社	磯子区滝頭町	全壊		1,537		
村社	神明社	神奈川区神奈川町	全壊		198		
村社	八幡大神	神奈川区篠原町	全壊		659		
村社	諏訪神社	神奈川区南綱島町	全壊		988		
村社	杉山神社	神奈川区樽町	全壊		659		
村社	八幡神社	神奈川区白幡町	全壊		1,867		
村社	橘樹神社	保土ヶ谷区天王町	全壊		3,953		
村社	熊野神社	鶴見区市場町	全壊		3,294		
村社	潮田神社	鶴見区潮田町	全壊		4,392		
村社	一ノ宮社	神奈川区子安町	半壊		750		
村社	笠稚稲荷神社	神奈川区神奈川町	半壊		1,000		
村社	平沼神社	神奈川区平沼町	半壊		827		
村社	本牧神社	中区本牧町	半壊		750		
村社	吾妻神社	中区本牧町	半壊		850		
村社	杉山天満宮	磯子区岡村町	半壊		550		

出典　『横浜震災誌』第4巻

円余りにのぼり、その再建計画を二期に分け、氏子からの寄付金の目途がついてようやく昭和二年三月に至り県に再建計画を添えて補助金を申請できたのであった[28]。

横浜市内の神社に対して神奈川県と横浜市が補助金を交付した額は表8のとおりで、総額で十五万二千九百七円である。これを見ると社格や被害の程度に応じて補助金の額が決められていたようであるが、この補助金だけでは復旧経費に十分でないことはいうまでもなく、氏子からの寄付金が復旧の主力であることが読みとれよう。ということは、神社の再建を左右するのは、まずは氏子数の多寡すなわち寄付金を集められるかどうかで、ついで神社の被害状況の程度で、全半壊に比べて全焼の方が財政的に困難性を増すからである。

一方、寺院については、大寺院を除けば県や市町村からの補助金は見られず、もっぱら檀家や篤志家などからの寄付金や、寺院の積立金などによって、仮建築から本建築へと徐々に復旧するなど長期間をかけて復旧していった。寺院の動向については、後述する。

2　社寺文化財への補助金

前章で見たように特別保護建造物や国宝に対して国庫からの補助金が支出されたが、県や市町村からの補助金については、残念ながらこれを具体的に示す資料が残存していない。そこで次の印刷物を手がかりに、神奈川県が社寺文化財の復旧にどのように関与したのかをみてみたい。

大正十四年と翌十五年に神奈川県が発行したコロタイプ印刷の図版集

が二冊ある。前者は『震災復旧鎌倉国宝写真帖』[29]で、後者は『神奈川県社寺宝物復旧帖』[30]と題されており、それぞれ刊行時の県知事の序文があり、この図版集の発行経緯を知ることができる。

①『震災復旧鎌倉国宝写真帖』

大正十二年九月一日突如関東地方を襲ふた大地震は湘南地方に於て最も惨害を逞しくした。特に我が鎌倉は中古武家時代文化の中心地として幾多の文化史的遺物を保持し、就中国宝に指定されたる数の多いことも関以東に於て嶄然頭角を抜ける状態にあるから、是等の貴重な遺物、特に国宝が震災の惨害を被って如何に成行いたかというふことは、識者の先づ憂慮する所であつた。果して円覚寺内の続燈庵の如き、震災直後の失火によつて庵と共に所蔵の国宝を焼失した例もあり、その他は危く火災を免れたが、堂内に存置してあちた木造諸仏の如きは堂宇倒壊と共に其下敷となつて身首所を異にし、銅造の大仏でさへも少からざる損傷を被つた惨状を目撃しては真に痛心の極で、或は是等貴重な遺物がすべて湮滅に帰するなきやを憂へしめた。是に於て文部当局は直に国宝被害の実況を調査したところが、何等の僥倖ぞ続燈庵で焼失した元亨三年の銅経筒、足利尊氏書写の法華経、及び同じ火災に遭ひて甚しく原形を損じ、修理不可能となった仏応禅師骨壺、都合三点を除けば、その他の国宝は破砕傷損しながらも、猶ほ尽く修理復旧の可能なる状態にあることを確か得た。かくて古社寺保存法により修理費の全額又は全額に近き補助金は国庫より下付せられ、翌十三年十一月以来修理工事に着手することとなつた。即ち長谷大仏はその現場に於て、基壇に工学博士内田祥三、仏体に帝室技芸員新海竹太郎、鋳造家安部胤齋の諸氏を煩して修理を開始し、その他の国宝は鶴岡八幡宮境内、旧憲兵屯所のバラックを臨時の修理工場に充用して、奈良の美術院主事新納忠之介、及び明珍恒男二氏指導の下に工事を進捗し、すべてが完了したのは本年五月であった。而して余や不才、責を県治に負ふ関係上亦終始この事に与つて幸に罪なきを得た。今本帖を刊行してこの修理完成を紀念せんとする。思へばさしも大震災の惨しい害禍に拘わらず、かくの如き短時日の中に修理復旧の滋養を全うし、就中諸仏の尊容愈々光明を加へて、先人の遺徳を永世に伝ふるを得るに至つたことは、技術家諸氏の異常な熱誠と労苦とに待つこと多いとは云へ、また自ら仏菩薩の冥慮にも協ふものと深く敬仰の念に堪へぬ次第である。終に望み本帖のために岡田文部大臣より特に題字をたまはりたる光栄を深謝する。又発行その他に関しては新海竹太郎、中川忠順、田中豊蔵諸氏の尽力を煩すものが多かつた。巻頭に序するに当り併せて謝意を述ぶ。

大正十四年八月　神奈川県知事　清野長太郎　記す

②『神奈川県社寺宝物復旧帖』

大正十二年九月の大震災に損傷の厄に遭うた我が神奈川県の社寺宝物中、鎌倉地方の国宝は客歳その修理竣工と共に之を紀念する為、その影像を玻璃版に付し震災復旧鎌倉国宝帖として刊行された。而かも県下の社寺宝物にして修理を要するものは猶国宝を初めとして其数多く、これが復旧もまた容易でなかつたが、幸に隠れたる篤志家より修理復旧費と

しての寄付金を忝うし、国庫よりも引続き国宝の修理補助費の下付を得て、著々修理の業を進め此度これが竣成を見るに至つた。因て前の鎌倉国宝帖と同じく、修理完成の宝物に併せてその破損状態をも影写してこの帖を刊行した。顧るに震災後正に三星霜を閲して県下社寺の主なる宝物が復旧せられ、再び光彩を放つに至つたことは実に祝福の至りで、これが修理に従事した技術家諸氏の並々ならぬ努力と篤志者の有力なる後援とに俟つところ最も多きを思へば衷心感謝の外はない。これにつけても憶ひ出さるゝは先任知事故清野長太郎氏の尽力である。県下の什宝に対して斯くも復旧の業を完うするを得たのは実に氏の熱心なる勧請によるところが多い。この帖の成るに際し之を霊前に捧げて追悼の意を表すると云爾。

大正十五年十一月　於横浜市知事官舎　池田宏

両者とも震災で被害を受けた国宝の修理や復旧を記念して刊行されたもので、国宝の被害状況の写真と復旧後の写真を対比できるように構成され、さらに詳細なキャプションが添付されている。これをみると震災被害の激烈さに驚かされると同時に、国宝の復旧がどのように行われたのかも知ることができる。

傍線部のとおり、国宝の修復は国庫補助や匿名の篤志家の寄付により実施されたことがわかるが、神奈川県からの補助の有無は不明である。県の予算書などに記載がないことから見れば、おそらくこれら国宝に対して神奈川県の補助金はなかったものと判断する。

表9　『震災復旧鎌倉国宝帖』・『神奈川県社寺宝物復旧帖』掲載の国宝

	社寺名	名称	指定年月日
震災復旧鎌倉国宝帖	高徳院	銅造阿弥陀如来坐像	震災前指定
	極楽寺	木造釈迦如来立像	震災前指定
		木造釈迦如来坐像	震災前指定
		木造不動明王坐像	震災前指定
	覚園寺	木造地蔵菩薩立像	震災前指定
	円応寺	木造閻魔王坐像	震災前指定
		木造初江王坐像	震災前指定
		木造倶生神坐像	震災前指定
	建長寺	木造北條時頼坐像	震災前指定
		須弥檀	震災前指定
	東慶寺	木造聖観音立像	震災前指定
	浄智寺	木造地蔵菩薩坐像	震災前指定
	円覚寺	絹本着色虚空蔵菩薩像	震災前指定
		紙本墨書北條時宗書状	震災前指定
		紙本墨書祖元書状	震災前指定

	社寺名	名称	指定年月日
神奈川県社寺宝物復旧帖	極楽寺	十大弟子像	大正14年4月24日
	鶴岡八幡宮	弁財天像	大正15年4月19日
	宝戒寺	木造地蔵菩薩座像	大正15年4月19日
		厨子入地蔵菩薩像	
		梵天	
		帝釈天像	
	浄光明寺	木造阿弥陀如来及両脇侍	大正14年4月24日
	建長寺	地蔵菩薩像	
	円覚寺	地蔵菩薩像	
		観音像	
	証菩提寺	木造阿弥陀如来及両脇侍	大正14年4月24日
	称名寺	文選	震災前指定
		円覚経	震災前指定
	宝城坊	日光菩薩	大正14年4月24日
		月光菩薩	大正14年4月24日
		四天王像	大正14年4月24日
		十二神将像	大正14年4月24日

前者が鎌倉に所在する国宝などを収録していることに対し、後者には鎌倉だけでなくそれ以外の地域の国宝などを収録している。両者に収録された国宝の一覧は表9のとおりである。ただし前者は全て国宝であり、前章でみた大正十三年の古社寺保存金（通常及び臨時）によって修復されたものであることに対し、後者には国宝既指定と未指定が混在している。しかも称名寺所蔵分を除けば、震災後に国宝指定を受けたものばかりである。ということは、これらは修復を経た後に指定されたものか、それとも国宝指定を受けてから修復されたのか不明である。

四　社寺文化財の復旧と諸問題

これまで見てきたように、特別保護建造物や国宝を所有する社寺に対しては国庫からの補助があり、また神社に対しては県や市町村から少ないながらも補助金があり、十分ではないにせよ復旧に向けた財政的な援助がなされたのであるが、そうでない寺院は檀家以外に援助を求める先もなく、どのように復旧に向けて進んでいったのだろうか。復旧に際して社寺が抱える諸問題を事例的にみてみよう。

1　応急的施設の建設と古社寺保存資金

古社寺保存資金とは第二章で見た古社寺保存金と紛らわしい名称であるが、古社寺保存法よりも以前、明治二十四年内務省訓令第一三二号の規定により、「社寺建物ノ保存資金」として内務省から申請社寺に下付された資金のことである。道府県は社寺の代わりにその資金を保管蓄積していたことから、震災によって罹災した社寺は応急施設の建設のため、この資金の利用を希望したのである。この動きが最初に現れたのが東京府で、大正十二年十二月十七日に文部省に右の旨を伺い出たところ、文部省も「将来ノ補填ノ方法」を定めた上ならばという条件で資金の一時的使用を承認した。同時に文部省は東京府以外の神奈川千葉静岡山梨の四県へも東京府への通牒内容を通達している。[31] これにより罹災地域の社寺で古社寺保存資金を蓄積している社寺にとっては朗報であったが、どれだけの寺院が古社寺保存資金を使用して応急施設を建設したのか、古社寺保存資金の総額についても不明である。

2　社寺再建期限問題

関東大震災によって本殿や本堂などを罹災した社寺にとってその存続を脅かすような大きな障害があった。それは明治十五年十一月七日付内務省達乙第五九号の規定で、「在来ノ社寺ニシテ変災ニ遭ヒ建物悉皆烏有ニ帰スル者ハ満五年ニ再建セシメ若シ右期限ヲ過キ建設セサル者ハ一面許可ヲ停メ一面社寺明細帳ヲ削除」するという内容[32]であった。社寺明細帳からの削除は社寺の廃止を意味していた。

大正十二年九月一日の関東大震災で焼失全壊した社寺の再建期限は五年後の昭和三年八月末日までで、期限までに再建の見込みのたたない社寺が少なくなかったようである。第三章で指摘したように、多くの社寺の再建は氏子や檀家などからの寄付金に依拠していたので、昭和初年の

経済状況の悪化にともない寄付金は見込みどおりに集まらず、その結果再建の目途が立たなかったのである。

なかでも神社に比して財政的基盤の弱い寺院の方が危機感を強めたようで、再建期限の延長を政府に求める活動を行っている。最初は昭和三年五月浄土宗社会部からの出願で、すぐに仏教会全体の動向となり翌六月には仏教連合会常務幹事の連名で文部大臣に対して「寺院再建復興ニ関スル請願」を提出した。これを受けて文部省は早急に東京府と神奈川県における罹災寺院の再建状況を調査し、該当寺院が少なくないことから、「関東震災地域広汎ニ亘リ且又被害ハ寺院仏堂ニ止マラズ其ノ復興ヲ援助スベキ檀徒信徒ニ及ヒ之レカ経済的復旧ヲ俟ツニ非ザレバ寺院仏堂ノ復興ノ如キハ至難ニ属シ殊ニ震災地域中東京神奈川ノ府県テハ尚再建未済ノ寺院ハ相当多数ニ上ルノ状況ニ在リ然ルニ此際之ニ対シ直ニ前記乙第五十九号達ヲ適用シ明細帳削除ノ処分ヲナスハ復興事業ノ現状ニ鑑ミ酷ニ失スルノ嫌アル」という特別事情を考慮して、あと五カ年間の期間延長を決定し、九月三日に東京府や神奈川県他四県知事に通達した[33]。

神奈川県内で再建の目途がたたない社寺がどのくらいあったのか統計的な資料がなく不明であるものの、文部省の調査に対して回答した記録があり、県内で十ヵ町村の未調査分があるものの鎌倉郡三浦郡などで十ヵ寺が財源不足や檀徒少数のため建築遅延や建築の見込みがたたず、またある寺院は他寺院との合併交渉中であった[34]。

3　参拝有料化

大仏の罹災によりこれまで実施してきた大仏の胎内観覧が不可能となり、観覧料収入が唯一の寺院収入としてきた高徳院は、それでは寺院の維持が困難になるとして、奈良大仏の例に倣い一般参拝者から「香料」を三ヶ年の期限で徴収したいという計画を立て、大正十二年十月二十九日に県知事へ出願した[35]。この出願が許可されたどうか不明であるが、先に見たように鎌倉大仏の修理は、大正十三年十二月から翌年五月までのわずか半年で完了しており、高徳院の不安は少なくてすんだのではないだろうか。

高徳院以外の社寺でこのような参拝料を徴収しようとしたところがあったかどうかはわからない。いずれにせよ社寺の国宝や特別保護建造物をはじめとする社寺文化財は参拝客を呼び寄せる「観光資源」的な意味合いを有しており、この点からも社寺文化財の復旧は死活問題であった。

4　御下賜金問題

有力社寺の中には皇室との関係を根拠に、再建経費のための募金を盛り上げることを企図して皇室からの下賜金の交付を受けたものがあった。

大正十四年十二月円覚寺は文部大臣からの一通の通知を受け取った。それは臨済宗円覚寺派大本山円覚寺の再建に関して皇室から千円を下賜するという内容であった。これは一山の再建を進めている円覚寺にとっ

て朗報であったにちがいない。だが、これは円覚寺側が申請した結果であった。大正十四年六月二十三日円覚寺は文部大臣に対して、宮内省に円覚寺再建のため御下賜金を拝戴したく大臣の副申を求めた。これは出願者が直接宮内省に申請するのではなく、寺院は文部省を、神社は内務省をそれぞれ経由して申請する仕組みになっていたからである。円覚寺の出願文面には、皇室との関係や北條時宗による創建という縁起由緒を述べた上で、震災により一山すべて崩壊したため、一部は古社寺保存金の補助により復旧を図りつつあるものの、全山の復旧には莫大の経費を必要とする。そのため末寺檀家信徒などから寄付金を募集し、四期十年の長期計画で再建事業を完成させたいので、それ故下賜金を賜りたいというものである。文部省も直ちに副申を添えて宮内省へ送付した[36]。

高徳院もまた御下賜金を申請しているが[37]実現したかどうか不明である。円覚寺のように再建や改築などのため社寺が下賜金を求める事例は少なくはなく、次第に増加していったものと思われる。このため大正十五年四月二十三日に宮内省は「社寺賜金内規改正」の旨を文部省へ、おそらく内務省へも同様に通知している。四月二十二日に改正された内規は、賜金を大きく工事関係と、神社の昇格・祭礼・寺院の年忌とにわけ、条件を皇室に由緒あることなど厳しく限定している[38]。

5　社寺募金の地方財政への影響

昭和四年三月十八日神奈川県知事は文部大臣に対して、他府県の社寺が復旧費用などの名目で寄付金募集の許可申請があった場合は、神奈川県を除外してほしい旨依頼した。この背景には震災応急経費などのためふくらんだ未償還地方債の問題があった。神奈川県の場合、一戸平均五百八十九円余りの債務が残存しているが、これまでに文部省が募集範囲に神奈川県内を含めて許可した社寺の募金総額は一戸平均に直して三円三十八銭余にものぼり、このため社寺の募金活動が神奈川県民に過分の出費を求めることになり、ひいては神奈川県の未償還地方債の解消の桎梏となるという内容であった[39]。これに対する文部省の回答は、社寺募金と地方債務とは関係ないというものであったが、神奈川県が危機感を持つほどに震災後の社寺の復旧に関して募金がなされていたことに着目すべきである。逆にこのような社寺募金が存在していたからこそ、多くの罹災社寺が再建できたことも事実である。

むすびにかえて

以上、関東大震災によっていったいどれだけの社寺や社寺文化財が罹災したのか。社寺の建造物の被害や被害額については、神奈川県の場合おおよその数値を把握できた。しかし、社寺の什宝などの文化財については、鎌倉の寺院を除けば、数値的にも具体的にも把握ができていないのが、現在の研究状況である。

関東大震災の研究史の中でもほとんど扱われてはおらず、また、近代宗教史においても震災と社寺の関係について同様に扱われていない。しかし、本稿で見てきたように、実際には震災と社寺や社寺文化財の関係はきわめて多様な問題点を含み、未解明な歴史事象であることが判明し

た。資料的に追求しにくい点もあるが、逆に資料が発見される可能性もあり、研究課題としては大きい存在であろう。

今後は本稿で取り上げた項目を資料的に裏付けながら論証を重ねていきたい。その際、本稿で取り上げられなかった問題としていくつかの課題を指摘しておきたい。第一には、昭和三年に創立した鎌倉国宝館である。周知のとおり鎌倉の社寺文化財が大打撃を受けたことから、二度と震災の被害を受けないように保存し、社寺文化財の調査研究をするための「博物館」として生まれた先駆的な施設であり、この国宝館の設立について、国宝修理工場や鎌倉同人会との関係を含めて検討する必要がある。

第二には、今回仮に社寺文化財を定義したが、これに関わる事項でありながら本稿では言及しなかった史蹟名勝天然記念物の震災被害と復旧については今後の課題である。

第三には、本稿で国宝修理のところで少し言及したが、震災によって、結果的ではあるが新たに発見された文化財（例えば相模川橋脚古柱の出現や、三浦半島海岸部の隆起など）や、国宝修理によって発見された胎内銘文や鎌倉大仏の金箔といった新情報をもたらしたという側面にも着目する必要があろう。

一九九五年一月の阪神淡路大震災の際、歴史研究者を中心に歴史資料救出のボランティア活動が展開した。自然災害と共存しながら、どのように文化財を認識し守り伝えていくのか、そのヒントが関東大震災の中にも見いだせるように思える。

註

（1）近年の研究によれば、震源は東経百三十九度二十分北緯三十五度四十分、発震時間は午前十一時五十八分三十二秒、マグニチュード八・一六であるという（宇佐美龍夫編『日本被害地震総覧』二二四頁、東京大学出版会、一九八七年三月）。

（2）厳密に定義された用語ではないが、①社寺の宗教的な空間を構成する建物や土地、社寺林と参道など、②神体や仏像などの宗教的偶像物、③絵画、古文書、典籍類、④祝詞や読経などの宗教行為に必要な道具や什物、以上を「社寺文化財」と呼びたい。現在の文化財概念の分類でいうならば①は建築文化財と史跡的な要素を有し、②から④は有形の美術工芸品あるいは無形民俗文化財のような要素を有している。両者があいまって社寺空間と宗教的な権威を構成するものである。

（3）明治三十年六月五日法律第四十九号。法律の意義や全文については文化庁『文化財保護法五十年史』（ぎょうせい、二〇〇一年八月）を参照。

（4）古社寺保存法における「国宝」の定義と、昭和四年の国宝保存法における「国宝」の定義と、現在の文化財保護法における「国宝」の定義については前掲『文化財保護法五十年史』を参照。

（5）神奈川県警察部編『大正大震火災誌』の第七編第三章大震災被害表の第二号表「震火災被害調査市郡総計表」所収、大正十五年六月発行）。

（6）横浜市編『横浜復興誌　第四編』五一一～六五六頁、昭和七年三月。

（7）鎌倉町役場編集・発行、昭和五年十二月。

（8）「法律第十二号震災被害特別保護建造物及国宝ニ保存金支出」（国立公

文書館所蔵『国宝保存総規　重要美術品保存総規』文部省昭和五十九年移管、3A 32-7534)。

(9)「古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル件」(国立公文書館所蔵『公文類聚　第四十八編　大正十三年　巻十八』)に添付されているガリ版刷りの文書で、これは当時文部省で文部技師(勅任官待遇)として古社寺保存調査を担当した中川忠順が調査した内容をまとめたものと考えられる。中川の略歴は、明治六年石川県生、明治三十二年帝国大学文科大学国史学科卒業、大学院に進学し日本絵画史研究に従事、明治三十三年からは内務省古社寺保存計画調査の嘱託員となり、明治三十九年には古社寺保存会委員に就任。そのかたわら美術審査委員や法隆寺壁画保存調査委員などを勤め、大正七年六月に文部技師(奏任官)に任ぜられ、震災直前の大正十二年六月に勅任官待遇、昭和三年三月二十二日に没した。略歴は、「故文部技師中川忠順叙勲ノ儀」(国立公文書館所蔵『昭和三年　叙勲　内国人一巻一』2A 18 勲 644)による。中川にはこの時の大仏調査をもとにした「鎌倉大仏沿革略」(『思想』四八号、一九二五年)がある。

(10) 鎌倉国宝館所蔵。この資料は鎌倉市教育委員会の罫紙にペン書き。最初に記された「小引」には「大正十三年神奈川県庁ノ嘱託ヲ受ケ約一ヶ月ノ時日ヲ限リテ県下鎌倉郡鎌倉町並ニ其付近ノ寺院ノ像什宝ヲ調査シ旁々十二年九月大震災ノ被害程度ヲも注記スルコトトナリタリ爾来其方針ノ下ニ事業ヲ進メ略ボ完了スルヲ得タルヲ以テ調査品目ヲ整整釐シ茲ニ之ヲ報告ス　大正十四年三月　田中豊蔵」と記され、調査の概要を知ることができるが、これは国宝に指定されている物件を除外したものである。この田中豊蔵なる人物がどのような立場であるのか、同時期に京城帝国大学の教授に同姓同名の人物がいるが、同一人物であるかどうかを含めて現段階では不明である。

(11) 前掲『鎌倉震災誌』、二九五頁。

(12) 前掲「法律第十二号震災被害特別保護建造物及国宝ニ保存金支出」。

(13) 前掲「法律第十二号震災被害特別保護建造物及国宝ニ保存金支出」。この資料には震災で被害を受けた特別保護建造物と国宝の修理の必要性を次のように記載している。

「　古社寺臨時保存金支出ニ関スル経費

臨時部

古社寺臨時保存金　一〇八、九〇〇円

震災特別保護建造物臨時保存金　一〇八、九〇〇円

震災ニ因リ倒壊又ハ破損シタル特別保護建造物建長寺本堂外六棟ハ上代文化ノ精華タルモノニシテ之カ復旧保存ヲ謀ルカ為修理ヲ行フノ必要アリ之カ経費十四万五千二百円ヲ要スルモ当該社寺ニ於テ之ヲ負担スルコト到底困難ナルヲ以テ従来特別保護建造物修理ニ対スル保存金交付ノ例ニ依リ該経費ノ七割五分ヲ当該社寺ニ下付スルノ必要アリトス而シテ経常古社寺保存金ハ前年来ノ継続修理工事ニ支出スルコトヲ要シ到底今回ノ震災特別保護建造物ニ対シ保存金ヲ支出スルコトヲ得サルヲ以テ前記ノ如ク臨時保存金ノ支出ヲ要スルモノトス

震災特別保護建造物復旧工事費

建長寺本堂	四二、六七〇円
同寺唐門	五、二一五
同寺昭堂	三八、三〇〇
円覚寺舎利殿	二一、七二五
石堂寺本堂	一二、〇〇〇
円融寺本堂	九、二〇〇
金鑽神社塔婆	一六、〇九〇
計	一四五、二〇〇
臨時保存金（修理費ノ七割五分）	一〇八、九〇〇
震災特別保護建造物及国宝応急保存ニ要スル経費	
古社寺臨時保存金	三一、一〇〇

内訳

震災特別保護建造物臨時保存金	二七、〇〇〇
震災国宝臨時保存金	四、一〇〇

震災ニ因リ特別保護建造物及国宝ノ倒壊又ハ破損シタルモノ建造物ニ於テ九棟国宝ニ於テ百十余点ニ達セルカ之等ハ鎌倉時代乃至江戸時代ヲ代表スル建築又ハ芸術品ノ精華ニシテ就中円覚寺舎利殿ノ如キハ東京ニ於ケル鎌倉時代唯一無二ノ禅建築ナリ而モ之等ハ何レモ多年ノ星霜ヲ経タルモノナルヲ以テ若シ倒壊破損ノ侭荏苒経過スルニ於テハ雨水ノ浸潤材料ノ散佚等ニ依リ比ノ貴重ナル上代文化ノ精華ヲ壊滅セシムルニ至リ国家ノ損失ハ測リ知ル可カラス速ニ厳密ナル監督ノ下ニ跡取リ方付即チ倒壊セル保護建造物ノ材料及損壊堂宇ノ下敷トナレル国宝ノ破損材料ヲ拾集整理シテ其ノ散逸消滅ヲ防キ又其ノ傾斜甚シク若ハ地盤崩壊ノ為メ転倒危険ノ状態ニ在ル特別保護建造物ニ対スル応急手当ヲ施スハ最モ緊要ノ事ニ属ス而シテ之ニ要スル経費金三万壱千百円ナリ然ルニ古社寺保存費ノ予算ハ当時ニ在リテ尚不足ノ折柄之等ノ経費ヲ支出スル余裕ナク且此際社寺ヲシテ該経費ヲ負担セシムルコトハ事実不可能ナルヲ以テ前記ノ如ク臨時保存金ノ支出ヲ要スルモノトス依テ本経費ヲ大正十二年度追加予算ニ計上ノ計画中ニ属セリ

尚古社寺保存金ノ支出ニ付テハ古社寺保存法第十六条ニ制限（毎年十五万円乃至二十万円）アルヲ以テ別ニ左ノ意味ノ法律案ヲ提出スル計画ナリ

大正十二年九月一日ノ地震ニ基ク特別保護建造物及国宝ノ被害ニ付維持修理ニ関スル経費ヲ補助スル為メ政府ハ大古社寺保存法第十六条ノ金額ヲ超エ臨時保存金ヲ支出スルコトヲ得」

(14) 前掲「古社寺保存金ノ臨時支出ニ関スル件」。

(15) 衆議院での岡田文部大臣の趣旨説明。「宮報号外　大正十三年七月四日　衆議院議事速記録　第五号」『帝国議会衆議院議事速記録　44　第四十八・四十九回議会　大正十二年』東京大学出版会、一九八二年九月。

(16) 前掲『鎌倉震災誌』二九五頁。

(17)「昭和三年九月　高徳院主要出来事書上」『鎌倉市史　近代史料編第一』四六九頁、吉川弘文館、一九八八年三月。

(18)「大正十四年度文部省予算」（国立公文書館所蔵『公文類聚』大正十三年　財政門）。

(19) この経緯については「仏像修理－明珍家三代のあゆみ－」（『有鄰』第三九九号　二〇〇一年二月十日号）や『鎌倉震災誌』を参照。

(20) この際に修理を受けた彫刻類の写真は現在東京国立博物館に所蔵され、公開されている。リストは研究代表者山本勉『明珍恒男写真資料の美術史的研究について』（平成七～八年度文部省科学研究費基盤研究（B）（2）研究成果報告書）を参照。

(21) 東京国立博物館所蔵『明珍恒男写真資料』1879-768。なお、この写真には左から円応寺の木造倶生神像とおぼしき像の両手と脚部が見え、次に木造初江王坐像、木造閻魔王坐像があり、その奥には建長寺の黒漆須弥壇、そして須弥壇の上には木造北條時頼坐像が置かれている。正面には祭具がしつらえてあり、その奥に覚園寺の木造地蔵菩薩立像が鎮座し、右には木造地蔵菩薩坐像が置かれている。さらに右側には東慶寺の木造聖観音立像、そして極楽寺の木造釈迦如来立像の姿が見える。これらはすべて修理を終え、震災以前の姿に復している。このことからこの写真が撮影されたのは、国宝の修復工事が完成した大正十四年四月十三日以降と推定できるが、その時点では建長寺や円覚寺などの復旧工事が終了していないため、国宝はそのまま工場に保管されていたのであろう。これら国宝がいつ頃元の寺院に戻されたのかは、今のところ調査していない。この写真が宝戒寺に設置された国宝修理工場で昭和三年頃の撮影という見方がある（前掲『有鄰』第三九九号掲載の写真キャプション）が、修理工場が八幡宮境内から宝戒寺へと移転するのは「大正十四年四月中旬」（『鎌倉震災誌』二九六頁）であること、すなわち写真掲載の国宝がすべて修理を完了してからのことであり、新しい修理工場へ修復した国宝を搬入するのは作業スペースの点から見てもあり得ないように思える。

(22) 『鎌倉市文化財総合目録　書跡・絵画・彫刻・工芸篇』の彫刻の解説文中にしばしば「○○寺（院）国宝修理竣成報告書」が出典としてあげられている。また、文化庁にも震災後の修復に関連した報告書があるようである。

(23) 『鎌倉市史　近代史料編第一』一九八八年三月、吉川弘文館発行、四六九頁。

(24) 前掲『震災復旧鎌倉国宝写真帖』及び前掲『鎌倉震災誌』。

(25) 鶴岡八幡宮では大正十二年十一月に内務省に「災害復旧工事計画書」を提出し、内務省との協議のもとで本殿などの修復工事を実施した。『鶴岡八幡宮年表』鶴岡八幡宮社務所、一九九六年六月。

(26) 『大正十三年十月神奈川県臨時県会会議録第三号』神奈川県議会図書室所蔵）。

(27) 『大正十三年十月神奈川県臨時県会会議録第四号』神奈川県議会図書室所蔵）。

(28) 前掲『横浜復興誌』第四巻　五二一～五二七頁。

(29) 頁数が付与されていないが、図版三十丁、縦三十cm横二十cm、大正十四年八月二十五日、大塚工藝社印刷。現在確認している所蔵先は、横浜市中央図書館、神奈川県立図書館、神奈川県立公文書館、神奈川県立歴史博物館である。

(30) 頁数が付与されていないが、図版十二丁、縦三十cm横二十cm、大正十五年十一月二十日発行、大塚工藝社印刷。現在所蔵を確認しているのは横浜開港資料館、神奈川県立図書館、東京大学総合図書館。

(31)「古社寺保存金一時使用ハ将来補填方法決定ノ上トシ使用ハ支障ナシ」(前掲『国宝保存総規　重要美術保存総規』)。

(32) 内閣記録局編『法規分類大全　第一編　社寺門』二二〇頁、明治二十四年。

(33)「関東大震災罹災寺院再建期間延長方」(国立公文書館所蔵『宗教総規』文部省昭和五十九年度移管、3A 32-7 2553)。

(34) 前掲「関東大震災寺院再建期間延長方」。

(35) 前掲『鎌倉市史　近代史料編第一』四四二～四四四頁。

(36) この全文は左の通りである。なお、起案文書の印名については印影と当時の文部省の職員録とを照合して判明できた分のみ当該氏名を付した。

「　大正十四年十二月八日

宮内大臣　一木喜徳郎

文部大臣岡田良平殿

七月二十八日附臨宗六三号ヲ以テ臨済宗円覚寺派大本山円覚寺再建ニ関シ下賜金拝載ノ儀稟申相成候処思召ヲ以テ金壱千円下賜相成候ニ付此段及通達候也

大臣　印(岡田良平)

印(「裁決十二月二十一日」)

次官　印(松浦鎮次郎)

印(伊藤仁吉)

政務次官　印(鈴置倉次郎)　大正十四年六月二十九日

印(金子勝太郎)　印(中村平吉)

参与官　印

古社寺保存課長　印(松尾長造)

宗教局長　印(下村壽一)

嘱託　印

大臣　印(岡田良平)

次官　印(松浦鎮次郎)

印(伊東延吉)

案

御下賜金請願ニ付副申

臨済宗円覚寺派大本山円覚寺住職古川慧訓ヨリ同寺再建ノ為御下賜金ヲ仰キ度旨ヲ以テ別紙願書提出ノ処同寺ハ弘安五年ノ創建ニ係リ爾来皇室ニ対シ奉リ特別ノ関係ヲ有スルコトハ再建趣意書ニ記載ノ通ニ有之然ルニ大正十二年ノ大震災ニ遭ヒ開山塔開基廟山門等ヲ除キ山内ノ諸堂悉ク壊滅ニ帰スルニ至レリ右ノ内特別保護建造物タル舎利殿ノ復興ニ対シテハ工事費二万二千七百余円ノ内大正十三年臨時議会ノ協賛ヲ得タル古社寺臨時保存金中ヨリ金一万七千三百余円ノ補助ヲ与ヘ目下其ノ工事ヲ進捗セシメツヽアリト雖仏殿其他諸伽藍ノ再建建ニ就キテハ資力乏シキカ為ニ著シキ困難ニ遭逢シ已ム事ヲ得スシテ事業ヲ四期二分チテ施行スルノ計画ヲ立テ一方其ノ工事費ニ充テンカ為ニ金五十万円ヲ十箇年間ニ亙リテ全国ヨリ寄附募集センコトヲ出願シ

文部省ニ於テ曩ニ之ヲ許可シタルモ同派末寺二百有余箇寺ノ大部分ハ等シク震災被害地域内ニ存スルヲ以テ概ネ資力ニ乏シク寄付募集亦一層ノ困難アルヲ察セラル此際ニ当リ若シ本願ノ衷情ヲ採納セラレ幸ニ御下賜金ノ恩命ヲ仰クコトヲ得ハ本山ノ光栄之ニ過キタルコトナキハ勿論門末道俗斉シク優渥ナル聖旨ニ感激シ延テ一般ノ意気振作ヲ促シ且ツ募集上ニ於テモ著シク好影響ヲ将来シ自ラ所期事業ノ完整ヲ速了シ以テ益々斯道ノ興隆ニ勤メ歴朝御保護ノ厚キニ応ヘ奉ルト共ニ国民教化上更ニ一層奮励努力シテ国家ニ貢献スル所アルヘシト存セラレ候

何卒願意御採納相成候様音取計ヲ得度候也

年　月　日　　文部大臣

宮内大臣宛

別紙添付

副申御願

別紙本願ノ通リ宮内省ニ御下賜金御下付ノ儀出願シ度候間副申相成度此段奉願候也

大正十四年六月二十三日　　白川慧訓　印

文部大臣　岡田良平　殿

御願

神奈川県鎌倉郡小坂村

臨済宗大本山　円覚寺

当寺院大正拾二年ノ大震災ノ為メ仏殿大方丈庫裡禅堂等主要ナル殿堂悉ク倒壊仕リ候ニ付別記ノ如キ由緒ト教化上ニ於ケル必要ニ依リ是非共是ガ債権ヲ為シ度ト存ジ曩ニ文部大臣ノ許可ヲ得申候モ何分末寺ノ大部分ガ被害地ニ在ル関係上一般ニ資材ニ乏シク困難仕候因テ甚ダ恐懼ノ次第ニ候ヘ共別紙趣意書御高覧ノ上格別ノ御詮議ヲ以テ御下賜金御下付被成降度此段奉願上偉

大正十四年六月二十三日

右寺住職　古川慧訓　印

右寺末寺総代　吉野龍海　印

同　横田文忠　印

右寺信徒総代　木田傳兵衛　印

同　関戸喜三　印

同　新堀全司　印

宮内大臣　一木喜徳郎　殿

再建趣意書

神奈川県鎌倉郡小坂村

臨済宗大本山　円覚寺

当寺ハ後宇多天皇ノ御宇弘安五年贈従一位北條時宗之ヲ創建シ・・・（中略）・・然ルニ去大正十二年ノ大震災ハ忽爾トシテ谷ヲ涌カシメ山ヲ崩シ当山ノ諸伽藍モ開山塔開基廟山門等ヲ余スノ他ハ悉ク壊滅ニ帰ス直ニ仮禅堂ヲ建テ雲納依止ノ処トシ修道ハ一日ノ荒廃スルナキヲ得シモ屋舎狭隘ニシテ四来ノ求道者ヲ客ルヽノ余地ナシ又況ンヤ吾宗単伝心印見性成仏ヲ以テ要旨トナスト雖モ百丈祖師一度清規ヲ定メテヨリ日常百般ノ儀礼ツブサニ備ハリテ厳守移ルコトナキ茲ニ一千余年一ハ以テ宗門久住ノ相トシ一ハ以テ民衆摂引ノ方法トス然ルニ諸伽藍ノ壊滅ハ此等儀礼ノ導行ヲ不可能ナラントス又参問ン客ヲシテ所期ヲ充タヽサルノ憾アラシム斯クテハ仏祖深重ノ悲願化門建立ノ弘誓モ終ニ空シカラントス是レ納等之ガ再建ヲ発願シ益祖道ノ興隆ニ勤メ歴朝外護ノ厚キニ酬ヒ奉ルト共ニ民衆教化ノ使命ヲ完フセント期スル所以ナリ

大正十四年六月二十三日

右円覚寺住職

古川慧訓　印」

「円覚寺再建ニ関シ御下賜金下付ノ件」（国立公文書館所蔵『大正14・3～昭和6・11　御下賜金（帝室雑載）』文部省五十九年度移管、3A 30-6 1091）。

(37) 鈴木良明「高徳院所蔵文書目録」（鎌倉大仏史研究会編『鎌倉大仏史研究』創刊号、一九九六年五月）によれば、大正十三年に「大仏大修繕ニ付皇室ノ援助ヲ蒙度」との請願書案を用意していた。

(38)「宮内省依頼社寺賜金内規改正」（前掲『宗教総規』）。

(39)「他府県寺院ノ寄付金募集許可ニ際シ本件除外方」（前掲『宗教総規』）。

【付記】

本稿は、平成十三年度神奈川県立歴史博物館基礎研究事業費による研究成果の一部である。

本稿執筆にあたり資料の調査や分析に際して左の方々や機関より資料の提供やご教示を頂戴した。記して感謝申し上げたい。

（順不同、敬称略）

内田浩史　吉良芳恵　塩澤寛樹　中武香奈美　樋口雄一　明珍昭二

鎌倉国宝館　国立公文書館　東京国立博物館　有隣堂出版部　横浜開港資料館　神奈川県議会図書室　神奈川県教育委員会教育部生涯学習文化財課　神奈川県立公文書館